|  |
| --- |
| **５５０７．機用品蔵入等承認申請変更**  **事項登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＣＴＡ０１ | 機用品蔵入等承認申請変更事項登録 |

# １．業務概要

「機用品蔵入等承認申請（ＣＴＣ）」業務後または「機用品蔵入等承認申請変更（ＣＴＥ）」業務後、承認前に機用品蔵入承認申請事項の内容変更を行う。本業務により機用品蔵入承認申請の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

なお、登録した機用品蔵入承認申請変更事項は、ＣＴＥ業務までの間訂正できる。本業務は税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。本業務は機用品蔵入承認申請変更を行う単位に入力する。

登録した機用品蔵入承認申請事項は以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

①申請日において輸入者が特例輸入者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸入申告等をＡＥＯ申告という）。

②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。

③あて先官署が政令派出所でない。

# ２．入力者

通関業

# ３．制限事項

①機用品品名コードは１００欄以下であること。

②貨物の総重量は１０００トン未満であること。

③邦貨換算後のインボイス価格は１００億円未満であること。

④本業務により発生する枝番は、９以下であること。

# ４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②機用品蔵入承認ＤＢに登録されている申請者と同一の利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）機用品蔵入承認ＤＢチェック

①入力された機用品蔵入等承認申請番号に対する機用品蔵入承認情報が存在すること。

②機用品蔵入承認申請されていること。

③機用品蔵入承認されていないこと。

④「許可・承認等情報登録（輸入通関）（ＰＡＩ）」業務による機用品蔵入承認申請撤回の登録がされていないこと。

（４）貨物情報関連チェック

（Ａ）輸入貨物情報ＤＢチェック

入力されたＡＷＢ番号が輸入貨物情報ＤＢに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）入力されたＡＷＢ番号に対する輸入貨物情報が存在すること。

（ｂ）ＣＴＣ業務を行った日以前に搬入済であること。

（ｃ）ＵＬＤでないこと。

（ｄ）ＭＡＷＢでないこと。

（ｅ）一般仮陸揚貨物でないこと。

（ｆ）仮・仮貨物でないこと。

（ｇ）一カ所の保税蔵置場に全量蔵置されていること。

（ｈ）突合済であること。

（ｉ）スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

（ｊ）他所蔵置場所に蔵置中でないこと。

（ｋ）以下の税関手続きがされていないこと。

①他の輸入申告等がされていないこと。

②「許可・承認等情報登録（輸入）（ＰＣＨ）」業務による以下の登録

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「亡失届受理」

「保税運送承認」（システム外向けの保税運送承認の場合のみ）

「税関内収容」

「現場収容」

「登録情報削除容認」

「手作業移行」

③ＰＡＩ業務による許可・承認登録

④「許可・承認等情報登録（監視）（ＰＡＫ）」業務による以下の登録

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

（ｌ）積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。

（ｍ）輸入貨物情報ＤＢに登録されている貨物が蔵置されている蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。

（ｎ）仕分けの親となっていないこと。

（ｏ）貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

（ｐ）訂正保留中でないこと。

（ｑ）輸入貨物情報ＤＢに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。

①積載機名１

②積載機名２

③入港年月日

④取卸港コード

（ｒ）運送先欄に入力がある場合は、輸入貨物情報ＤＢに登録されている貨物が蔵置されている蔵置場と同一でないこと。

（ｓ）ＨＡＷＢの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。

（ｔ）ＨＡＷＢの場合は、処理対象となる保税蔵置場が「混載貨物確認情報登録（ＨＰＫ）」業務を省略可能な保税蔵置場でないこと。

（Ｂ）貨物情報ＤＢチェック

入力されたＢ／Ｌ番号が貨物情報ＤＢに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）Ｂ／Ｌ番号が貨物情報ＤＢに存在すること。

（ｂ）ＣＴＣ業務を行った日以前に搬入済であること。

（ｃ）輸入貨物であること。

（ｄ）輸入申告等がされていないこと。

（ｅ）仕分けの親となっていないこと。

（ｆ）混載仕分けの親となっていないこと。

（ｇ）訂正保留中となっていないこと。

（ｈ）以下の登録がされていないこと。

①「廃棄届受理」

②「亡失届受理」

③「滅却承認」

④「現場収容」

⑤「税関内収容」

⑥「その他の搬出承認」

（ｉ）貨物手作業移行されていないこと。

（ｊ）削除対象となっていないこと。

（ｋ）他所蔵置場所に蔵置中でないこと。

（ｌ）海上システム参加保税地域に蔵置されていること。

（ｍ）運送先欄に入力がある場合は、貨物情報ＤＢに登録されている貨物が蔵置されている蔵置場と

同一でないこと。

（ｎ）運送先欄に入力がない場合は、コンテナ詰貨物でないこと。

（ｏ）保税運送申告がされていないこと。

（ｐ）貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

（５）保税蔵置場チェック

①運送先欄に入力がある場合は、入力された運送先コードが在庫管理可能な保税蔵置場であること。

②運送先欄に入力がない場合は、輸入貨物情報ＤＢまたは貨物情報ＤＢに登録されている蔵置場が在庫管理可能な保税蔵置場であること。

（６）国内用輸出入者ＤＢチェック

機用品蔵入承認ＤＢに登録されている輸出入者コードに対する輸出入者情報が存在すること。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（７）機用品在庫ＤＢチェック

①入力された機用品品名コードに対する機用品在庫情報が存在すること。

②「機用品関連情報登録（ＣＲＳ０１）」業務による機用品蔵入承認となる旨の登録がされていること。

③ＣＲＳ０１業務による譲渡（自社管理機用品）の旨の登録がされていないこと。

（８）機用品品名ＤＢチェック

入力された機用品品名コードに対する機用品品名情報が存在すること。

（９）その他のチェック

①ＡＥＯ申告である場合は、保税蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（あて先官署が政令派出所の場合を除く）。

②あて先官署は外郵官署でないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）あて先官署決定処理

あて先官署は、ＣＴＣ業務において決定されたあて先官署を引き継ぐ。

（３）あて先部門決定処理

入力された大額・少額識別に基づき、あて先部門を決定する。

ただし、あて先部門に入力がある場合は、入力された部門とする。

（４）邦貨換算処理

インボイス通貨コードに入力された通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、入力された通貨コードによりＣＴＣ業務時における換算レートを適用し、以下の換算式で邦貨換算処理を行う。

入力金額×適用レート（円位未満を切り捨て）

（５）重量算出処理

入力された個数に、入力された機用品品名コード毎の単位重量を乗じて、重量を算出する。

（６）課税価格算出処理

（Ａ）航空会社用総金額算出処理

（ａ）「航空会社用単価＊１×入力個数」を機用品品名コード毎に算出し、機用品品目価格を算出する。ただし、円位未満を切り捨て後「０」円の場合は、「１」円とする。

（ｂ）機用品品目価格の合計を航空会社用総金額とする。

（＊１）　機用品在庫ＤＢに登録されている機用品品名コード毎の航空会社用単価

（Ｂ）課税価格算出処理

（ａ）インボイス価格条件が「ＦＯＢ」の場合

を課税価格＊４とする。

（＊２）　邦貨換算後のインボイス価格

（＊３）　税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理ＤＢに登録されている「ＦＯＢ価格」の価格帯に応じた運賃計算式により算出された金額。

（＊４）　円位未満切り捨て

（ｂ）インボイス価格条件コードが「Ｃ＆Ｆ」または「ＣＩＦ」の場合

を課税価格＊４とする。

（７）蔵置官署の決定処理

輸入貨物情報ＤＢまたは貨物情報ＤＢに登録されている保税蔵置場に基づき、蔵置官署を決定する。

（８）蔵置部門の決定処理

あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、以下のとおり決定する。

①蔵置官署に変更がない場合は、変更前の蔵置部門を引き継ぐ。

②蔵置官署に変更がある場合は、入力された大額・少額識別に基づき、蔵置部門を決定する。

（９）機用品蔵入等承認申請番号枝番払出し処理

機用品蔵入承認申請変更事項の登録を受け付けた場合は、新たに機用品蔵入等承認申請番号の枝番を払い出す。ただし、機用品蔵入承認申請変更事項の訂正の場合は、新たな枝番の払い出しは行わない。

（１０）機用品蔵入承認ＤＢ処理

入力内容を機用品蔵入承認ＤＢに登録・更新する。

（１１）貨物情報関連処理

（Ａ）輸入貨物情報ＤＢ処理

ＡＷＢ番号が変更されている場合は、変更前のＡＷＢ番号に係る輸入貨物情報ＤＢから機用品蔵入承認申請された旨を取り消す。

（Ｂ）貨物情報ＤＢ処理

Ｂ／Ｌ番号が変更されている場合は、変更前のＢ／Ｌ番号に係る貨物情報ＤＢから機用品蔵入承認

申請された旨を取り消す。

（１２）添付ファイル管理ＤＢ処理

添付ファイル管理ＤＢに入力された機用品蔵入等承認申請番号に係る情報が存在する場合は、払い出された機用品蔵入等承認申請番号の枝番を登録する。

（１３）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

# ６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 機用品蔵入等承認申請  内容変更入力控情報 | なし | 入力者 |